

第4号様式（第9条関係）

意見書



平成26年 8月11日

京都府知事 殿

意見書を提出しようとする者

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

(電話番号) [Redacted]

京都府林地開発行為の手続きに関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記の通りです。

記

- 1、意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
住所 大阪府枚方市尊延寺4580番地の7
氏名 株式会社スズキケンセツ
代表取締役 鈴木貞雄
- 2、林地開発行為の目的 土砂の搬入（工事残土の埋め立て処分）
- 3、林地開発行為をしようとする区域 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字川原谷37番地ほか
- 4、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

意見書（別紙添付）

意見書

平成 26 年 8 月 7 日



1. 埋め戻し残土について

- 1) 生活を脅かす物（放射線を含んだもの、薬品等）を入れない。
- 2) 汚染された土、物を入れないでほしい。
- 3) 残土の質に問題があるので、住民が立ち入り、抜き打ち検査する。
- 4) スズキケンセツは産廃業者の為、「残土」が心配。
地下水に汚染物が浸み出せば、精華町の飲み水に入る危険。
- 5) 大阪の残土は、大阪で処理すべき。

2. 現地の状況について

- 1) 池のように溜まっている水を、どうするのか。
- 2) 現地では、水が漏れだして農道が荒れた。土も崩れた。
- 3) 境界を明示してほしい。地権者、関係者に現地での立会説明会をしてほしい。

3. 盛り土について

- 1) 盛り上げるほど、埋め立てる必要ない。平坦まででよい。
- 2) 盛り土が、流れ出さないか。
- 3) 当初の状態に戻してほしい。
- 4) 当初の、「A社」との契約の通りにしてほしい。

4. 交通に関して

- 1) 95 台／日の通行量が問題。排気ガス、振動等。
- 2) 搬入ダンプが、いかなる場合においても、南稲集落内を通るな。危険。
- 3) ダンプカーに、目で見えてわかる「横断幕」等、印を付ける。
- 4) 制限速度以下で走ってほしい。

5. 地権者になぜ話が無いのか。「スズキケンセツ」からも、「行政」からも。 地権者及び業者を入れた説明会を開くべき。

6. 持ち込み残土量及び質（現地検査員）、交通量の監視員を付ける。 共に第 3 者で。

7. 「協定書」には、区、業者。町、府の 4 者で協定を結ぶべき。

8. 工事期間が長い。「約 5 年」では問題がいろいろ発生する。

9. 全体集会の時、行政、業者も同席してもらうこと。

以上

意見書

平成 26 年 8 月 10 日



境界区域の地権者よりの意見

平成 26 年 8 月 5 日、現地の様子を見学した者の意見（感想）。

現地の生態系を元へ戻す。もうすでに数カ所で生態系の回復が見られる。

しかし、自然回復とは、50～100 年の歳月が必要。現代社会においてその年月は無理。

<新しい事業者へのお願い>

- ① 森林回復よりも先に、残土を運ぶ前に『排水関係の設備を徹底』して欲しい。
これらの土地の山裾はりっぱな、田・畑のある事を忘れて欲しい。
- ② A社 は最低、無責任きわまりない。新しい業者による一切の活動は、業者の良心を待つよりない。

以上